

令和6年度 第9回庁議要旨

日時：令和6年8月5日（月）

午前8時30分～午前9時5分

会場：庁議室

〔審議事項〕

1 石巻市「イクボス」宣言について（復興企画部）

本市では、ワーク・ライフ・バランスの推進や職場環境の整備に向けた意識啓発を図るため、市内事業所の管理職等をはじめ、市職員を対象にイクボス研修を実施するとともに、石巻市特定事業主行動計画の中で、職員の計画的な休暇制度の取得促進や仕事と生活の両立に関する支援などを掲げ、職員が相互に支え合い、働きやすい職場環境づくりを推進してきた。

今後、少子高齢化が進行し、労働人口が減少する中、子育てに加え親の介護が同時進行するダブルケア等、子育てだけでなく介護も含めた様々な形で時間的制約のある職員が増加していくことが予想されていることから、上司の適切なマネジメント、部下や同僚に対する理解、働き方に対する意識改革が求められている。

市長をはじめ、市の管理職が率先してイクボスを内外に広く宣言するとともに、イクボスの趣旨に賛同する市内の企業又は団体（以下「企業等」という。）の代表者と共同して、部下や同僚の育児、介護、ワーク・ライフ・バランスをより一層応援することで、働きやすい職場環境づくり、子育てしやすい地域づくりを市全体で推進するもの。

※ イクボス

職場で共に働く部下や同僚のワーク・ライフ・バランスを考え、その人のキャリアと人生を応援しながら、組織の業績も結果を出しつつ、自らも仕事と私生活を楽しむことができる上司（代表者・管理職）のことを指す。

※ ワーク・ライフ・バランス

仕事と育児や介護、趣味、学習、休養、地域活動などの仕事以外の生活との調和を図り、その両方を充実させる働き方・生き方のことを指す。

(1) 主な内容

ア 宣言方法

イクボス宣言式において、イクボスの趣旨を踏まえた「いしのまきイクボス宣言書（別添）」に市長をはじめとする全管理職、市議会正副議長及び企業等の代表者が署名し、対外的に公表する。

イ 宣言対象者

- ・石巻市長、副市長、教育長、課長級以上の市職員
- ・石巻市議会正副議長
- ・企業等の代表者
- ・宣言式以降、新たに管理職となる市職員

ウ イクボス宣言式

開催日：令和6年11月20日（水）

場 所：マルホンまきあーとテラス 小ホール

エ イクボス宣言に伴う今後の取組

① ワーク・ライフ・バランス推進デーの設定（毎月第4金曜日 ※祝日等の場合はその前日）

限られた時間の中で効率的に業務を行うことにより、生産性の向上を図るとともに、庁内放送や庁内掲示板で周知・啓発を行い、定時での退庁を促すことで、育児や介護、趣味などの仕事以外の時間を確保し、職員のワーク・ライフ・バランスの充実につなげる。

② 職員の妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のための育児休業等代替任期付職員の配置

男性職員の育児休業の取得促進のため、育児休業を取得した際に代替職員を配置し、育児休業を取得した職員及び職場双方の負担軽減を図ることにより、職員の妊娠・出産・育児等と仕事の両立を支援する。

③ イクボス研修の実施

市職員及び企業等の代表者や管理職等を対象とした研修を継続して実施することで、部下や同僚のワーク・ライフ・バランスを推進し、働きやすい職場環境の整備促進を図る。

④ 「石巻市イクボス宣言企業」の募集及び広報

働きやすい職場環境づくりに取り組むイクボス宣言企業を募集し、その取組を市ホームページで広報することで、企業のイメージアップを図るとともに、地域全体で働きやすい職場環境づくりを推進する。

(2) 今後の予定

令和6年 8月 石巻市イクボス宣言企業登録実施要領制定（告示の日から施行）

イクボス宣言企業の募集及び宣言式について、市ホームページ等で周知

2 字の区域を変更することについて（市民生活部）

宮城北部森林管理署が管理する国有林野（土地）において、県道用地として売却の計画があり、該当する土地はどこの字にも属しない地区のため、不動産登記法（平成16年法律第123号）第36条の規定に基づく不動産登記（土地表示登記）ができない状況となっている。

このため宮城北部森林管理署から同地区の土地について、字の区域を変更するよう依頼があった。

公有地の適正な管理及び国の事務事業の円滑な推進に資するため、対象となる土地について字の区域を変更するもの。

(1) 主な内容

区域を変更する字名	国有林野所在	用途	面積	今後の予定
小積浜字田ノ入山	小積浜字田ノ入山13番2地先のうちの一部	道路	963.96㎡	令和7年3月頃売却予定

(2) 今後の予定

令和6年 9月 市議会第3回定例会に字の区域を変更することについて提案

市議会議決後、変更する区域として告示

3 石巻市長寿社会対策基金の廃止について（保健福祉部）

石巻市長寿社会対策基金は、地域における福祉活動の促進、快適な生活環境の形成等本格的な高齢化社会の到来に対応した施策を推進し、地域の振興と住民福祉の向上を図るために設置され、在宅福祉事業、在宅医療事業、高齢者の生きがい対策事業、健康対策事業において活用されてきた。

令和6年度事業経費への充当をもって残額がなくなる見込みのため、石巻市長寿社会対策基金を廃止するもの。

(1) 主な内容

石巻市長寿社会対策基金条例を廃止する。

なお、現在高40,745,219円は一般会計に繰り入れ、高齢者の生きがい対策事業等に係る経費に財源充当する。

(2) 今後の予定

令和6年9月 市議会第3回定例会に石巻市長寿社会対策基金条例の廃止及び関係予算案について提案

4 民間保育園の開設に伴う石巻市立鹿妻保育所及び石巻市立若草保育所の廃止について（保健福祉部）

鹿妻保育所及び若草保育所は、いずれも建設後50年以上経過し老朽化が著しい状況にあることから、「第2期石巻市公立幼稚園・保育所・こども園再編計画」において、両施設を廃止し、それぞれ代替の保育施設を民間事業者により整備することとしている。

民間誘致による（仮称）鹿妻保育園及び（仮称）向陽保育園が令和7年4月1日に設置されることに併せ、鹿妻保育所と若草保育所を廃止するもの。

(1) 主な内容

廃止する施設の概要

保 育 所 名	鹿妻保育所	若草保育所
所 在 地	石巻市鹿妻北二丁目6番3号	石巻市向陽町四丁目8番8号
定 員	55人	60人
建 物 構 造	木造モルタル平屋建	木造平屋建
敷 地 面 積	2,623.74㎡	1,916.39㎡
延 床 面 積	685.1㎡	544.9㎡
建 築 年 度	昭和38年度	昭和46年度

(2) 今後の予定

令和6年9月 市議会第3回定例会に石巻市保育所条例の一部改正について提案

（施行予定年月日：令和7年4月1日）

関係規則等の一部改正（施行予定年月日：令和7年4月1日）

（石巻市保育所条例施行規則、石巻市行政組織規則、石巻市文書取扱規程、石巻市公印規程）

令和7年3月 鹿妻保育所及び若草保育所の閉所

5 石巻市地区計画区域内における建築物の制限について（建設部）

西道下地区の地権者から都市計画法に基づく都市計画の提案を受け、市街化区域編入案について宮城県へ申し出（区域区分の変更：県決定）を行い、用途地域等の変更（市決定）及び地区計画の決定（市決定）の手続きが完了し、都市計画の変更及び決定が行われた。

地区計画の決定に基づき良好な市街地を形成するため、石巻市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正を行うもの。

(1) 主な内容

①西道下地区における建築物の制限の規定

石巻市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正を行い、適用区域に西道下地区を追加し、次の制限を規定する。

地区の名称	建築してはならない建築物	建築物の壁面の位置の制限
商業地区	(1)住宅、共同住宅、寄宿舎又は下宿 (2)マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (3)ナイトクラブ等 (4)集会場・集会所等 (5)神社、寺院、教会等 (6)自動車教習所 (7)倉庫業を営む倉庫 (8)畜舎	(1)都市計画道路境界線から 2m (2)その他境界線から 1m
医療拠点地区	(1)一戸建ての住宅 (2)ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、バッティング練習場その他これらに類するもの (3)カラオケボックスその他これらに類するもの (4)マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (5)劇場、映画館、演芸場、観覧場、ナイトクラブその他これらに類するもの (6)公衆浴場 (7)自動車教習所 (8)畜舎	(1)都市計画道路境界線から 2m (2)その他境界線から 1m ただし、建築物又は建築物の部分が次に該当する場合は、この限りではない。 ①外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が 5m 以下であること ②物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが 2.3m 以下で、かつ床面積の合計が 5 m ² 以下であること。
沿道サービス地区	(1)1 階部分（都市計画道路 3・4・1 2 矢本曾波神線及び 3・3・1 1 石巻工業港曾波神線並びに 3・3・3 8 曾波神線に面する部分に限る）を住宅、共同住宅、寄宿舎又は下宿又は長屋の用途に供するもの (2)マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (3)畜舎 (4)劇場、映画館、演芸場又は観覧場のうち客席部分の床面積が 200 m ² 以上のもの (5)キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの (6)集会場・集会所等 (7)神社、寺院、教会等 (8)自動車教習所 (9)原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計が 150 m ² を超えるもの（自動車修理工場を除く。） (10)建築基準法別表第二（と）項第 3 号及び第 4 号（建築基準法施行令第 130 条の 9 の表中「準住居地域」の欄に定める数量を超える危険物の貯蔵又は処理に供するものに限る。）に掲げるもの (11)建築基準法別表第二（ぬ）項第 3 号に掲げるもの	(1)都市計画道路境界線から 2m (2)その他境界線から 1m ただし、建築物又は建築物の部分が次に該当する場合は、この限りではない。 ①外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が 5m 以下であること ②物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが 2.3m 以下で、かつ床面積の合計が 5 m ² 以下であること。

(2) 今後の予定

令和6年9月 市議会第3回定例会に石巻市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について提案（施行予定年月日：令和6年10月1日）

[報告事項]

1 各種医療保険の被保険者証廃止に伴う関係条例の改正について（保健福祉部）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部改正により、令和6年12月2日からマイナンバーカードと健康保険証が一体化されることに伴い、各種医療保険の被保険者証が廃止されるため、医療機関での資格確認を被保険者証の提示によって行う取扱いについて見直す必要が生じた。

関係法令の改正に伴い、関係する条例の一部を改正するもの。

(1) 主な内容

被保険者証が廃止され、医療機関を受診する際にはマイナンバーカードによるオンライン資格確認が基本となることに伴い、以下の条例の一部改正を行うもの。

- ① 石巻市子ども医療費の助成に関する条例の改正
- ② 石巻市重度心身障害者等医療費の助成に関する条例の改正
- ③ 石巻市母子・父子家庭医療費の助成に関する条例

(2) 今後の予定

令和6年9月 市議会第3回定例会に石巻市子ども医療費の助成に関する条例等の一部改正について提案（施行予定年月日：令和6年12月2日）

※規則、告示、訓令等については、総務課で各課と調整し改正予定。

2 石巻市立住吉幼稚園の廃止について（教育委員会）

保護者の就労形態に関わらず子どもが教育・保育の機会を得られる仕組みづくりや多様化する保育ニーズに対応するとともに、安心して子どもを産み育てられる環境づくりを推進するため、第2期石巻市公立幼稚園・保育所・こども園再編計画において、公立施設の更新、統合及び廃止、並びに民間誘致による保育所及びこども園の整備を計画的に進めている。

施設の老朽化や園児数の減少が進み、他の認定こども園で現行の役割を担うことが可能な住吉幼稚園について廃止するもの。

(1) 主な内容

廃止する住吉幼稚園の施設概要

- ①所在地 石巻市南中里1丁目8番25号
- ②定員 130名（令和6年度在籍園児数 4名）
- ③建物構造 鉄筋コンクリート造2階建て
- ④敷地面積 2,202㎡
- ⑤延床面積 801㎡
- ⑥建築年度 昭和47年度

(2) 今後の予定

- 令和6年9月 市議会第3回定例会に石巻市立学校設置条例の一部改正について提案
(施行予定年月日：令和7年4月1日)
関係規則等の一部改正(施行予定年月日：令和7年4月1日)
(石巻市教育委員会の組織等に関する規則、石巻市教育委員会文書取扱規程、石巻市立幼稚園園則)
- 令和7年3月 住吉幼稚園の閉園

3 令和6年度石巻市教育委員会の活動状況に関する点検及び評価の結果について(教育委員会)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定により、「教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。」ものとなっている。教育委員会では、平成20年度から、震災直後の平成23年度を除き、毎年実施している。

また、点検及び評価を行うに当たっては、学識経験者の知見の活用を図るものとされており、3名の学識経験者を選任し、意見聴取を行っている。

学識経験者から意見聴取した結果を報告書としてとりまとめ、公表することにより、市民に対する教育行政の説明責任を果たすとともに、適正かつ効率的な教育行政の運営に資する。

(1) 主な内容

第2期石巻市教育振興基本計画実施計画に掲載し、令和5年度に実施した事業のうち、重点的に取り組む必要のある事業などから11事業を選定し、点検及び評価を行い、その結果を別冊のとおり報告書としてとりまとめた。

点検・評価の実施方法

- ア 教育委員会各課等において、対象事業における実施状況、成果等の自己点検及び評価を行う。
- イ 学識経験者から意見を聴取し、報告書としてとりまとめる。
- ウ 教育委員会定例会で審議後、報告書を議会へ提出し、併せてホームページに掲載し、公表する。

(2) 今後の予定

- 令和6年9月 市議会第3回定例会に報告書を提出し、併せてホームページにおいて公表

4 令和7年石巻市成人式について(教育委員会)

成人になったことを自覚し、自ら生き抜こうとする青年を祝い励ますことを目的に成人式を行う。

(1) 主な内容

ア 開催内容

① 対象者について

平成16年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた者で、石巻市に住所を有する者(外国人も含む。)又は、就職、進学等で石巻市以外に住所を有しているが、帰省して参加を希望する者

② 内容について

式典、実行委員会によるアトラクションを行う。

イ 日程及び会場

令和6年6月30日現在（人）

日 時	地区	会 場	対象者数
令和7年1月5日（日）午後2時	桃生	桃生公民館文化ホール	64
令和7年1月12日（日）午前11時	河南	遊楽館かなんホール	157
令和7年1月12日（日）午前11時	北上	北上小学校体育館	13
令和7年1月12日（日）午後2時	石巻	マルホンまきあーとテラス大ホール	889
令和7年1月12日（日）午後2時	河北	河北総合センター文化交流ホール	69
令和7年1月12日（日）午後2時	雄勝	雄勝公民館大ホール	1
令和7年1月12日（日）午後2時	牡鹿	牡鹿保健福祉センター多目的ホール	13
2日程	7会場		1,206

※令和6年1月開催の対象者数と出席状況

対象者 1,209人（男 621人・女 588人）

出席者 950人（市内 779人（男 415人・女 364人）・市外171人）

出席率 78.6%

(2) 今後の予定

令和6年 9月 市報いしのまき9月号へ実行委員募集について掲載予定

募集期間：9月1日～27日

10月～ 実行委員会開催

12月 案内通知（はがき）発送予定

・石巻地区分 12月4日頃発送予定

・他6地区分 12月4日頃6公民館に引き渡し予定

【その他】

・川開き祭りに係る職員従事への御礼について（産業部）

以上